

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

我が国の高齢化は、諸外国に比べ例をみないスピードで進んでおり、高齢化率は27.7%（平成29(2017)年10月1日）となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口（平成29(2017)年）によると、日本の高齢化率は、平成37(2025)年に30.0%、平成48(2036)年には33.3%と、今後も上昇を続けることが見込まれています。

本市の高齢化率は41.5%（平成29(2017)年9月末・住民基本台帳人口）と、既に国の値を大きく上回り、平成37(2025)年には44.1%、後期高齢者（75歳以上）の割合も28.3%に達することが予測されるとともに、要支援・要介護認定者や一人暮らし高齢者、認知症の人の増加も見込まれています。

国は、平成17(2005)年、平成23(2011)年、平成26(2014)年に介護保険法を改正し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の状態に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」を構築する方針を示しています。

また、平成30(2018)年4月に施行される「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現及び制度の持続可能性の確保を求めています。

本市では、平成27(2015)年3月に策定した「第6期庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第6期計画」という。）において、「高齢者の誰もが、健康で安らぎに満ち、地域で活躍し、支えあうまちづくり」を基本理念に掲げ、施策・事業に取り組んできました。

こうした経過・背景を踏まえ、これまでの取組を継承しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、「第7期庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

第7期計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

老人福祉法（抜粋）

(市町村老人福祉計画)

- 第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法（抜粋）

(市町村介護保険事業計画)

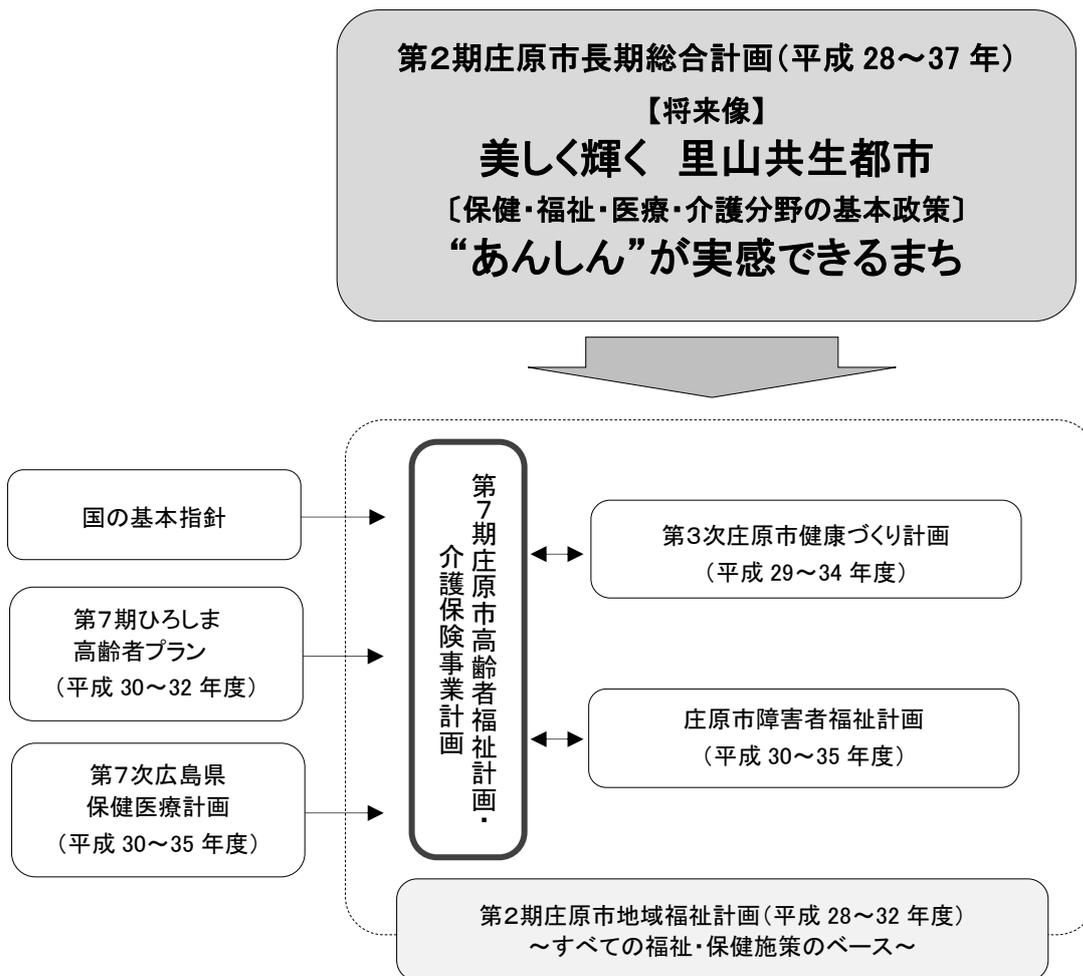
- 第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- (2) 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 他計画との関係

第7期計画は、上位計画である「第2期庄原市長期総合計画」の趣旨に沿って策定しています。

また、関連計画である「庄原市地域福祉計画」、「庄原市健康づくり計画」、「庄原市障害者福祉計画」等との整合を図るとともに、国の基本指針、「第7期ひろしま高齢者プラン」、「広島県保健医療計画」を踏まえて策定しています。

[図: 他計画との関係]



3 計画の期間

第7期計画の期間は、平成30(2018)年度を初年度とし、平成32(2020)年度を目標年度とした3年間とします。

なお、国の基本指針では、第6期(平成27(2015)～29(2017)年度)以降の市町村介護保険事業計画は、「平成37(2025)年を見据えた地域包括ケア計画」に位置づけ、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

[図:計画の期間]



4 計画の策定方針

団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、「介護予防と生活支援の推進」、「在宅医療と介護の連携」、「認知症支援体制の充実」等の施策を強化します。

住民同士がお互いに尊重し、認めあう関係を構築するとともに、誰もが役割を持ち、住民、地域等が連携しながら支えあう「地域共生社会」の実現に取り組みます。

保険者である市(地域包括支援センター)の機能強化に努めるとともに、必要な人に必要なサービスが適切に給付されるよう、介護人材の確保と育成、定着の取組を支援します。

5 日常生活圏域の設定

本市では、旧市町の区域別に日常生活圏域を設定し、それぞれの圏域において、医療、介護、保健、福祉の関係機関のほか、民生委員・児童委員、地域自治組織や地域住民等が有機的に連携しながら、地域包括ケアシステムの充実・推進に取り組んでいます。

[図:日常生活圏域]



6 計画の策定体制

保健福祉施策や介護サービスについて、第7期計画に広く市民の意見を反映するため、以下の取組を行いました。

(1) アンケート調査の実施

高齢者の日常生活や健康状態などを把握するため、「庄原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「庄原市在宅介護実態調査」を実施しました。

また、在宅医療や介護サービスの提供状況、多職種の連携状況を把握するため、「医療機関・介護支援専門員を対象とした調査」を実施しました。

(2) 地域ケア推進会議による提言

庄原市地域ケア推進会議において、「庄原市における地域包括ケアシステムの構築・充実に向けた提言」がまとめられました。

(3) 庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会での検討

医療、介護、福祉、地域の代表等で構成する「庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画策定に関する調査・検討を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

第7期計画(案)を公表し、市民から意見を募集するパブリックコメントを実施しました。(平成30(2018)年2月1日～平成30(2018)年2月14日)

[図: 策定体制]

